

税関官署の管轄区域及び税関官署の長に委任する権限についての公告

関税法施行令（昭和29年政令第150号）第92条第5項、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和30年政令第100号）第30条第5項、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第18条の6第3項、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第46条の8の7第3項及び国際観光旅客税法施行令（平成30年政令第161号）第8条第3項の規定に基づき、税関官署の管轄及び税関官署の長に委任する権限の範囲について、下記のとおり公告する。

令和5年10月1日

函館税関長 笠川 隆博

記

税関官署の管轄区域及び税関支署出張所の長に委任する権限の範囲は、別表のとおりとする。

別表

税関官署の管轄及び税関官署の長に委任し、又は委任しない権限

官 署 名	管 轄	委任する権限	制限する権限
釧路税関支署 網走出張所	北海道のうち 北見市 網走市 網走郡 斜里郡 常呂郡	<p>1 関税法第3章及び同法施行令第2章（船舶及び航空機）の規定のうち、法第24条（船舶又は航空機と陸地との交通等）第1項中「船陸交通場所等の指定」の権限並びに令第15条第1項第4号（貨物の積卸に際し呈示を必要とする書類の指定）及び同条第2項（公告）の権限以外の権限</p> <p>2 関税法第4章及び同法施行令第3章（保税地域）の規定のうち、法第35条（税関職員の派出。ただし、令第29条の3の規定による派出に限る。）、法第39条（指定保税地域蔵置貨物の制限）、法第41条（指定保税地域取消の際の指定保税地域とみなす期間の指定）及び法第61条の2第2項（指定保税工場における特別の期間の指定）の権限以外の権限</p> <p>3 関税法第7章及び同法施行令第6章（収容及び留置）の規定に係るすべての権限</p> <p>4 関税法第9章及び同法施行令第8章（雑則）の規定のうち、法第95条第2項（税関事務管理人の選任及び解任の届出の受理）及び法第101条第3項（不開港出入許可手数料の軽減、免除）の権限</p> <p>5 関税法第10章（罰則）の規定のうち、法第118条第5項（犯罪貨物等の保税地域搬入期間指定）の権限</p>	<p>1 関税法及び同法施行令の規定のうち、法69条第1項（検査場所の指定）の権限。ただし、旅客又は乗組員の携帯品を検査するため、当該本船を検査場所として指定する場合を除く。</p> <p>2 関税法及び同法施行令の規定のうち、法第69条の11第3項（公安、風俗を害すべき物品の認定及び通知）の権限</p>

		<p>6 関税法第 11 章(犯則事件の調査及び処分)の規定のうち、法第 133 条第 2 項(領置物件又は差押物件の公売等)及び同条第 3 項(領置物件又は差押物件の随意契約による売却等)の権限以外の権限</p> <p>7 関税定率法及び同法施行令の規定のうち、法第 13 条第 1 項(製造用原料品による製造工場の承認)、法第 19 条第 1 項(輸出貨物製造用原料品に係る製造工場の承認)及び令第 50 条の 2(指定製造工場の指定等)の権限以外の権限</p> <p>8 関税暫定措置法及び同法施行令の規定のうち、法第 9 条の 2 第 1 項(経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用)の権限以外の権限</p> <p>9 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律及び同法施行令の規定のうち、法第 10 条第 1 項(関税免除物品の製造等を行う倉庫又は工場の承認)の権限以外の権限</p> <p>10 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律及び同法施行令の規定のうち、法第 3 条第 1 項(免税輸入資材等に係る製造工場の承認)の権限以外の権限</p> <p>11 自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律及び同法施行令の規定に係るすべての権限</p>	
--	--	---	--

		<p>1 2 消費税法及び消費税に関する法令の規定のうち、同法施行令第18条の6第1項第1号に掲げる権限</p> <p>1 3 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律及び同法施行令の規定のうち、令第30条第1項第1号に掲げる権限（法第26条において適用される国税通則法第144条第2項の規定に基づく権限を除く。）</p> <p>1 4 租税特別措置法及び酒税に関する法令の規定のうち、同法施行令第46条の8の7第1項第1号に掲げる権限</p> <p>1 5 コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行う貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律及び同法施行令の規定のうち、法第15条第2項（設計形式によるコンテナーの承認）、令第12条（国産コンテナー等の確認）及び法第21条（関税法第11章（犯則事件の調査及び処分）中法第133条第2項（領置物件及び差押物件の公売等）及び同条第3項（随意契約、売却）の権限に限る。）の権限以外の権限</p> <p>1 6 国際観光旅客税法その他の国際観光旅客税に関する法令の規定のうち、同法施行令第8条第1項第1号に掲げる権限</p>	
札幌税関支署 留萌出張所	北海道のうち 留萌市 士別市 名寄市 深川市 雨竜郡 上川郡 のうち和寒町、 剣淵町、下川町 増毛郡 留萌郡 苫前郡	釧路税関支署網走出張所の項に同じ	釧路税関支署網走出張所の項に同じ
釧路税関支署 紋別出張所	北海道のうち 紋別市 紋別郡	釧路税関支署網走出張所の項に同じ	釧路税関支署網走出張所の項に同じ

小樽税関支署 石狩出張所	北海道のうち 小樽市のうち銭 函 石狩市	釧路税関支署網走出張所の項に同 じ	釧路税関支署網走出張所 の項に同じ
札幌税関支署 旭川空港出張所	北海道のうち 旭川市及び上 川郡東神楽町 のうち旭川空港	釧路税関支署網走出張所の項に同 じ	釧路税関支署網走出張所 の項に同じ
釧路税関支署 十勝出張所	北海道のうち 帯広市 河西郡 広尾郡	釧路税関支署網走出張所の項に同 じ	釧路税関支署網走出張所 の項に同じ
青森税関支署 青森空港出張所	青森県のうち 青森市のうち青 森空港	釧路税関支署網走出張所の項に同 じ	釧路税関支署網走出張所 の項に同じ
釜石税関支署 宮古出張所	岩手県のうち 宮古市 下閉 伊郡	釧路税関支署網走出張所の項に同 じ	釧路税関支署網走出張所 の項に同じ
秋田船川税関支署 秋田空港出張所	秋田県のうち 秋田市のうち秋 田空港	釧路税関支署網走出張所の項に同 じ	釧路税関支署網走出張所 の項に同じ